

議会事務局の業務



八幡平市議会事務局

議会事務局の役割

八幡平市議会には、17名（令和8年5月1日現在）の議員がおり、市民の皆さんの声を正しく伝える代表として、日々、活動しております。

議会事務局は、地方自治法第138条第2項及び八幡平市議会事務局設置条例に基づき設置されています。また、同条第7項の規定により、議会の事務に従事することとなり、主に「総務」「議事」「調査」の3つがあり、議会が円滑に運営されるように、議長をはじめとする議員をサポートする役割を持っています。

職員数は5名で、事務局長、事務局長補佐、議事係長、議事係主任2名の体制となっています。

※ 地方自治法

第138条第2項 市町村の議会に条例の定めるところにより、事務局を置くことができる。

第7項 事務局長及び書記長は議長の命を受け、書記その他の職員は上司の指揮を受けて、議会に関する事務に従事する。

※ 八幡平市議会事務局設置条例

第1条 地方自治法第138条第2項の規定に基づき、八幡平市議会に事務局を置く。

八幡平市議会の概要

- 議員定数 17名（令和8年5月1日現在）
- 任期 4年（現在の任期は、令和8年5月1日から令和12年4月30日まで）
- 委員会
議会運営委員会
総務教育常任委員会
産業民生常任委員会
議会広聴広報常任委員会
- 平均年齢 64.8才（令和8年5月1日現在）
- 会派数 4 会派（令和8年5月1日現在）
 - 会派別議員数 八起会 9名、市民クラブ 2名、
松西会 2名、改革推進クラブ 2名
（無会派 2名）



主な業務 「総務」

■ 傍聴に関すること

本会議や委員会は傍聴することができ、開催日時を事前に市の防災無線や市公式LINEなどでお知らせしています。当日に議会事務局で受付をしていただいた後、傍聴席にご案内します。

■ 秘書及び渉外に関すること

議長の会議出席に係る報告、スケジュール管理、送迎の手配、出席に係る庶務を行います。全議員が出席対象の会議の出欠のとりまとめやバス等の手配も行います。

■ 条例、規則その他の諸規程の制定に関すること

地方自治法第96条第1項第1号に基づく条例の発案権は、議会の政策を条例という形で明確にできる大切な権利です。そのため、条例等の立案、審査、解釈及び調査等の法制執務について支援を行います。

主な業務 「議事」

■ 本会議に関すること

年4回(3月、6月、9月、12月)開催される定例会と、必要に応じて開催される臨時会にかかる事務及び運営にかかる準備を行います。

■ 請願・陳情の取り扱いに関すること

市民などから提出された請願・陳情を受理します。その後、議会運営委員会での取り扱い(委員会へ付託もしくは資料配布)を決めるため、それに沿った準備を行います。

■ 会議録の調整及び保管に関すること

本会議の会議録は、録音データをもとに委託業者が作成した原稿を、音声を聞きながら校正します。その後、製本され、各総合支所や市立図書館で閲覧することができます。会議録は永年保存です。

主な業務 「調査」

■ 行政視察の対応に関すること

他市町村議会の議員が八幡平市へ視察に来訪する際の連絡、担当課との調整などを行います。また、当市議会議員が他市町村へ視察へ行く際の連絡、日程調整、切符などの手配を行います。

■ 議会広報の編集に関すること

定例会後に市議会広報「ギカイのひろば」を発行するため、議会広聴広報常任委員会で掲載内容を決し、議員が記事を作成します。その編集及び校正の作業を行います。

■ 議会図書室に関すること

地方自治法第100条第19項の規定に基づく議会図書室を設置し、議員の調査研究のために資料収集及び整理をしています。

～データ編～

■ 議員定数と議員報酬(月額)

議員定数	H17.9.1～18.4.30 (在任特例)	H18.5.1～ H22.4.30	H22.5.1～ H26.4.30	H26.5.1～ H30.4.30	H30.5.1～ R4.4.30	R4.5.1～ R8.4.30	R8.5.1～
	旧西根町 21人 旧松尾村 18人 旧安代町 16人 55人	26人	24人	22人	20人	18人	17人
議員報酬	議長 281,000円	議長 351,000円			議長 375,000円		
	副議長 227,000円	副議長 284,000円			副議長 315,000円		
	議員 217,000円	議員 271,000円			議員 300,000円		

H18.10.1